

新潟市事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

新潟市長 中原 八一

新潟市訓令第 3 号

新潟市事務専決規程の一部を改正する規程

新潟市事務専決規程（平成 19 年新潟市訓令第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表備考 1 を次のように改める。

- 1 別表中「○」、「○※」、金額その他文言の記載のあるものは、その事項について、その相当欄の者が専決権限を有することを示す。ただし、「○※」の記載のあるもののうち、次に掲げる契約を締結する場合にあっては、財務部長へ合議をし、併せて新潟市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年新潟市条例第 3 号）に基づき議会の議決に付さなければならない。
 - （1） 予定価格が 3 億円以上の工事又は製造の請負
 - （2） 予定価格が 4, 0 0 0 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、その面積が 1 万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払い

別表のうち第 1 の表の（3）の表備考を次のように改める。

備考

- 1 この表 5 の項の規定（教育委員会にあっては、同表 5 の項第 6 号の規定を除く。）は、行政委員会については適用しない。
- 2 この表中「○※」の記載のあるものについては、別表備考 1 ただし書のとおりとする。

別表のうち第 1 の表の（3）の表 2 の項第 4 号ア（イ）、イ（ア）並びにエ（ア）及び（イ）中「○」を「○※」に改め、別表のうち第 1 の表の（3）の表 2 の項第 5 号イ中「

(ア) 電話の 加入並びに機 器の賃借及び 購入		○	○	○	○	
(イ) 電話の 設置、移転、 修理等の工事						
a 経費の執 行	3,000 万円以 上	4,500 万円未 満	3,000 万円未 満	30万 円以下	30万 円以下	3,000 万円未 満
b 契約の締 結	250万 円以下 (教育 次長に 限る。)		250万 円以下	30万 円以下	30万 円以下	50万 円以下

」

を

「

(ア) 電話の 加入及び機器 の賃借		○	○	○	○	
(イ) 電話機 器の購入		○※	○※	○※	○※	
(ウ) 電話の						

設置、移転、 修理等の工事						
a 経費の執行	3,000 万円以上	4,500 万円未満	3,000 万円未満	30 万 円以下	30 万 円以下	3,000 万円未満
b 契約の締結	400 万 円以下 (教育 次長に 限る。)		400 万 円以下	30 万 円以下	30 万 円以下	50 万 円以下

」

に改め、別表のうち第 1 の表の (3) の表 2 の項第 6 号ア (イ) 中「1 0 0 万円」を「2 0 0 万円」に改め、別表のうち第 1 の表の (3) の表 2 の項第 8 号イ中「2 5 0 万円」を「4 0 0 万円」に改め、別表のうち第 1 の表の (3) の表 2 の項第 1 1 号ア及び別表のうち第 1 の表の (3) の表 6 の項第 6 号中「○」を「○※」に改め、別表のうち第 2 の表の (9) の表中保健衛生総務課の表の前に備考として次のように加える。

備考 この表中「○※」の記載のあるものについては、別表備考 1 ただし書のとおりとする。

別表のうち第 2 の表の (9) の表の保健衛生総務課の表 2 の項中

「

(1) 電話の加入並びに機器の賃借及び購入をすること。			○
(2) 電話の設置、移転、修理等の工事に係る経費の執行をすること。			250 万円以下

と。			
----	--	--	--

1

を

「

(1) 電話の加入及び機器の賃借	○
(2) 電話機器の購入	○※
(3) 電話の設置、移転、修理等の工事に係る経費の執行	250 万円以下

1

に改め、別表のうち第２の表の（１１）の表の技術管理課の表１の項中「２５０万円」を「４００万円」に改め、別表のうち第２の表の（１５）の表中総務課の表の前に備考として次のように加える。

備考 この表中「○※」の記載のあるものについては、別表備考 1 ただし書のとおりとする。

別表のうち第2の表の(15)の表の総務課の表2の項中

「

(1) 電話の加入並びに機器の賃借及び購入	○
(2) 電話の設置、移転、修理等の工事	250 万円以下

1

を

[

(1)	電話の加入及び機器の賃借	○
(2)	電話機器の購入	○※

(3) 電話の設置、移転、修理等の工事			250 万円以下
---------------------	--	--	----------

」

に改め、別表のうち第2の表の(29)の表中地域総務課の表の前に備考として次のように加える。

備考 この表中「○※」の記載のあるものについては、別表備考1ただし書のとおりとする。

別表のうち第2の表の(29)の表の地域総務課の表11の項中

「

(1) 電話の加入並びに機器の賃借及び購入			○
(2) 電話の設置、移転、修理等の工事に係る経費の執行	3,000 万円以上		3,000 万円未満

」

を

「

(1) 電話の加入及び機器の賃借			○
(2) 電話機器の購入			○※
(3) 電話の設置、移転、修理等の工事に係る経費の執行	3,000 万円以上		3,000 万円未満

」

に改め、別表のうち第2の表の(29)の表の窓口サービス課の表14の項及び別表のうち第2の表の(29)の表の区民生活課の表15の項中「介護保険料（普通徴収によるものに限る。）を減免すること。」を「介護保険料を減免すること（減免基準の明確なものに限る。）。」に改め、別表のうち第2の表の(29)の表中総務課の表の前に備考とし

て次のように加える。

備考 この表中「○※」の記載のあるものについては、別表備考1ただし書のとおりとする。

別表のうち第2の表の（29）の表の総務課の表3の項中

「	（1）電話の加入並びに機器の賃借及び購入 （2）電話の設置、移転、修理等の工事に係る経費の執行		3,000万円以上	○ 3,000万円未満	」
---	--	--	---	--	---

を

「	（1）電話の加入及び機器の賃借 （2）電話機器の購入 （3）電話の設置、移転、修理等の工事に係る経費の執行		3,000万円以上	○ ○※ 3,000万円未満	」
---	---	--	---	--	---

に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。